

平成25年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	就学事務事業						担当部	教育委員会事務局		
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系	担当課	学校教育課			
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	学校教育係		
	総合計画 分野別計画	主目的	4 教育文化		16 学校教育		1 教育を支える学習環境を整備する				
		副目的									
	予算区分	款	10	項	1	目	3	大	3	中	1
	根拠法令・個別計画	日本国憲法(第26条第2項) 学校教育法 学校教育法施行令 学校保健安全法 小牧市指定変更・区域外就学事務取扱要綱									
	目的 (対象をどの様な状態にするのか)	小牧市内の全児童生徒の学齢簿を作成するとともに、その後の住民異動に伴う学籍の管理、就学の管理を行い、義務教育への就学の完全実施をはかる。									
	内容 (手段)	<p>◆24年度実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学齢簿を編成した。</li> <li>・住民登録地により小中学校を指定し、就学通知書を発行した。</li> <li>・住民異動データを学齢簿システムに取り込み、学齢簿の管理をおこなった。指定変更・区域外就学の申請があった場合について、随時、学齢簿システムに入力した。</li> <li>・不就学者を発見した際には、随時、連絡をとり訪問をして就学をすすめた。</li> <li>・次年度に小学校へ入学する幼児と中学校へ入学する児童に対し、入学通知書を作成・発行した。</li> <li>・就学前の児童に対し、就学前健診を行った。</li> </ul> <p>(10月:就学前健診通知発送、1月:入学通知書発送)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学齢簿システムの保守管理を業者へ委託した。(委託料:252千円)</li> <li>・住民基本台帳法の改正にあわせ、学齢簿システムの修正を業者へ委託した。(委託料:1,365千円)</li> </ul> <p>◆24年度直接経費</p> <p>就学児健診医師謝礼・就学指導委員会委員謝礼(1,825千円)          就学児知能検査用紙購入費(182千円)          入学通知書・卒業証書等印刷製本費等(361千円)          学齢簿システム保守管理委託(252千円)          学齢簿システム修正委託(1,365千円)</p> <p>◆25年度直接経費</p> <p>就学児健診医師謝礼・就学指導委員会委員謝礼(1,922千円)          就学児知能検査用紙購入費(190千円)          入学通知書・卒業証書等印刷製本費等(508千円)          学齢簿システム保守管理委託(252千円)</p>									
	受益者負担	無									

		単位	H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	2,472	2,461	3,985	2,872	
		正職員	従事者数	人	0.50	0.50	0.50	0.50
			人件費	千円	2,665	2,665	2,665	2,665
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
	費用合計	千円	5,137	5,126	6,650	5,537		
対前年比	%		99.7	129.7	83.2			
財源	一般財源	千円	5,137	5,126	6,650	5,537		
	国・県支出金	千円	0	0	0	0		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H22	H23	H24	H25
	績	次年度新小学1年生の数	人	目標	—	—	—
実績				1,444	1,390	1,513	
次年度新中学1年生の数		人	目標	—	—	—	—
			実績	1,558	1,502	1,451	
			目標				
			実績				
業	成果指標名	単位		H22	H23	H24	H25
	次年度新小学1年生の数	人	目標	—	—	—	—
実績			1,444	1,390	1,513		
績	次年度新中学1年生の数	人	目標	—	—	—	—
			実績	1,558	1,502	1,451	

事業の自己評価	平成24年度の実施結果	事業の達成状況	住民異動データを毎日、学齢簿システムに取り込むことにより、児童生徒の異動状況を迅速に把握することができた。また、平成24年7月施行の住民基本台帳法の改正にともない、学齢簿システムを修正した。				
		事業実施における課題	転入・転出者については随時、「異動リスト」を作成し、学校へ送付して情報共有をおこなっているが、区域外就学などの申請を有する情報については、申請の有無の確認等に時間を有するため、情報の提供が遅くなってしまう。				
		事業を縮小・廃止したときの影響	本事業は憲法および学校教育法にもとづくものであり、国民の権利である義務教育の実行のためには不可欠であるため、廃止・休止は考えられない。廃止・休止による正しい就学状況の把握が不可能となり、就学義務の発生を把握することができず、国民の権利を保障できなくなる。				
		平成25年度の改善内容	25年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	他自治体からの転校等の情報提供があった際には、速やかに該当校へ連絡し、情報の共有化に努める。			
		平成26年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)		
		判定理由	本事業は学校教育法にもとづくものであり、義務教育の実行のためには不可欠である。				
		26年度以降の改善案	児童生徒の転入・転出等の情報を速やかに学校へ報告し、また、学齢簿データの点検等も実施して、学校と学校教育課との情報の共有化をはかる。				

二次評価	方向性の判定	判定理由
		維持